

## まちづくり条例 改正の趣旨

○民法（明治29年法律第89号）の一部改正

令和4年4月1日より民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げ

武蔵村山市まちづくり条例（平成23年武蔵村山市条例第18号）中の「20歳以上の者」と定めている規定

- ・ 地区まちづくり計画の案の内容についての地区内に住所を有する者の同意（第7条第4項第4号）
- ・ 地区まちづくり協議会の構成要件（第8条第1項第4号）
- ・ 地区まちづくり準備会の構成要件（第9条第2項第3号）
- ・ 地区計画等の市民申出案の内容についての地区内に住所を有する者の同意（第33条第2項第4号）



「20歳以上の者」としている現行の規定を「成年者」に改正し、18歳以上の者へと要件の年齢を引き下げることにより、成年年齢に達した若者の積極的なまちづくりへの参加を促す。